

## 参考資料

---

### 《目次》

- 1 地域ルール of 策定状況
  - ・各地区の概要 (P.2~6)
  - ・地域ルールの効果 (P.7)
- 2 人中心のまちづくりの取組
  - ・国交省資料 (P.8)
  - ・都内における取組事例 (P.9~12)

# 1. 地域ルールの方策状況（各地区の概要①）

		千代田区	中央区	中央区
地区名（策定日）		大丸有地区（H16. 9）	銀座地区（H15. 12）	東京駅前地区（H30. 7）
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール
附置義務基準 の緩和内容	附置義務 台数緩和	○	—	○
	隔地設置 が可能	—	○	○
ルール適用にあたっての条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の建築物における対策の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用しやすい構造、安全性に配慮した出入口の配置、車寄せの整備</li> <li>・ 荷さばき駐車施設の確保、物流の共同化に向けた荷受けスペースの整備</li> </ul> </li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 隔地駐車場維持管理状況の区長への報告義務（毎年）</li> <li>■ 集約駐車場への標示板掲示、駐車施設の譲渡・賃貸の際、維持管理についての事項の契約書への明示を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の建築物における対策の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用しやすい構造、安全性に配慮した出入口の配置、車寄せの整備</li> <li>・ 荷さばき駐車施設の確保、物流の共同化に向けた荷受けスペースの整備</li> </ul> </li> </ul> など
協力を活用 した地域貢献 の取組	協力金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削減台数1台あたり100万円</li> <li>■ 3割以上削減される場合、3割を超える分につき300万円/台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 隔地台数1台あたり200万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削減台数1台あたり200万円</li> </ul>
	活用策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車環境対策事業の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環バスの運行</li> <li>・ 駐車場ネットワークの整備に対する助成</li> <li>・ 駐車場利用情報の提供（空き情報、料金など）</li> <li>・ 路上駐車車両の駐車場への誘導、指導</li> </ul> </li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集約駐車場の整備に50万円/台の助成を実施</li> <li>■ その他交通環境改善支援事業の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場のバリアフリー化助成</li> <li>・ 防犯カメラ設置等の助成</li> <li>・ 駐車場情報の提供システム設置工事の助成</li> </ul> </li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり貢献策の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集約駐車場の整備の助成</li> <li>・ 共同利用可能な障害者用駐車施設の整備の助成</li> <li>・ 駐車場ネットワークの整備に対する助成</li> <li>・ 駐車場利用情報の提供（空き情報、料金など）</li> <li>・ 路上駐車車両の駐車場への誘導、指導</li> </ul> </li> </ul> など
	運用組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大丸有地区駐車環境対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中央区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京駅前地区駐車環境対策協議会</li> </ul>

# 1. 地域ルールの方策状況（各地区の概要②）

		渋谷区	渋谷区	新宿区
地区名（策定日）		渋谷地区（H23. 6）	代々木地区（R3. 8）	新宿駅東口地区（H25. 11）
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール
附置義務基準 の緩和内容	附置義務 台数緩和	○	○	○
	隔地設置 が可能	○	○	○
ルール適用にあたっての条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営（駐車場ネットワークの形成、共通駐車券、駐車料金体系の見直し等）</li> <li>・ 駐車場案内システムの構築</li> <li>・ フリンジ駐車場の利用促進（フリンジ駐車場料金の補助、シャトルバス運行、手荷物受け渡しサービス等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 情報通信技術（ICT）を活用した駐車場案内システムの構築・運営</li> <li>・ 地域荷捌き施設の整備</li> <li>・ 自動二輪車駐車場の整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 適用地区内及び隔地先周辺における違法路上駐車対策</li> <li>・ 駐車場案内の拡充</li> <li>・ フリンジ駐車場の利用促進</li> <li>・ 連絡バス等の交通手段の運行支援及び利用促進</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> <li>・ バリアフリー経路整備を含めた歩行環境の改善</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
協力金を活用した地域貢献の取組	協力金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削減台数1台あたり200万円</li> <li>■ 50台以上削減される場合、50台を超える分につき300万円/台</li> </ul>	（導入予定）	■ 削減台数1台あたり200万円
	活用策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の駐車対策の実施</li> <li>・ 隔地駐車場の確保</li> <li>・ 路上駐車への対応</li> <li>・ 荷捌き・二輪車の駐車スペース、自転車駐輪スペースの確保</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域のための交通施策の実施</li> <li>・ 共同荷さばき、自動二輪車、原動機付自転車、自転車等に係るスペースの整備</li> <li>・ 集約駐車場の整備</li> <li>・ 路上駐車対策の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域まちづくり貢献策の実施</li> <li>・ 集約駐車場の整備</li> <li>・ 共同利用可能障害者用、荷さばき用駐車施設の整備</li> <li>・ 地域の駐車需要のピーク対応のための駐車施設の整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	運用組織	■ 渋谷地区駐車対策協議会	（組成中）	■ 新宿駅東口地区駐車場地域ルール運用協議会

# 1. 地域ルールの方策状況（各地区の概要③）

		新宿区	豊島区	中野区
地区名（策定日）		新宿駅西口地区（H29. 12）	池袋地区（R2. 3）	中野駅周辺地区（R2. 12）
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール
附置義務基準 の緩和内容	附置義務 台数緩和	○	○	○
	隔地設置 が可能	○	○	○
ルール適用にあたっての条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 適用地区内及び隔地先周辺における違法路上駐車対策</li> <li>・ フリンジ駐車場の利用促進</li> <li>・ 連絡バス等の交通手段の運行支援及び利用促進</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> <li>・ バリアフリー経路整備を含めた歩行環境の改善</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集約駐車場の継続的な確保の取組の検討</li> <li>・ 新築、既存建築物における公認集約駐車施設の認定</li> <li>・ 集約駐車施設への案内及び誘導の対策を実施</li> </ul> <p>など</p>	（運用基準検討中）
協力を活用 した地域貢献 の取組	協力金	■ 削減台数 1 台あたり 200 万円	■ 削減台数 1 台あたり 200 万円	（導入予定）
	活用策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域まちづくり貢献策の実施</li> <li>・ 集約駐車場の整備</li> <li>・ 共同利用可能障害者用、荷さばき用駐車施設の整備</li> <li>・ 地域の駐車需要のピーク対応のための駐車施設の整備</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の駐車・交通対策の実施</li> <li>・ フリンジ（集約）駐車施設、共同荷さばき駐車施設の整備</li> <li>・ 路上駐車対策</li> <li>・ 連絡バスの運行支援、公共交通機関利用の促進</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域まちづくり施策の実施</li> <li>・ 隔地先としての駐車施設の整備</li> <li>・ 集約荷さばき駐車施設の整備</li> <li>・ 自動二輪車駐車施設、原動機付自転車駐車施設の整備</li> <li>・ その他地域の駐車課題に対応した駐車施設等の整備</li> </ul> <p>など</p>
	運用組織	■ 新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会	■ 池袋地区駐車場地域ルール運用協議会	（組成中）

# 1. 地域ルールの方策状況（各地区の概要④）

		港区	港区	港区	港区
地区名（策定日）		環状2号線・虎ノ門周辺地区 (H31. 4)	品川駅北周辺地区 (H31. 4)	六本木交差点周辺地区 (R3. 7)	浜松町駅周辺地区 (R3. 7)
地域ルール区分		低炭素まちづくり計画に基づく 地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく 地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく 地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく 地域ルール
附置義務基準 の緩和内容	附置義務 台数緩和	○	○	○	○
	隔地設置 が可能	○	○	○	○
ルール適用にあたっての条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> <li>・ 集約駐車施設の利用促進（地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等）</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の支援</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> <li>・ 集約駐車施設の利用促進（地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等）</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の支援</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> <li>・ 集約駐車施設の利用促進（地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等）</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の支援</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車施設の効率的な活用のための施策の検討</li> <li>・ 周辺駐車場との一体的運営</li> <li>・ 集約駐車施設の利用促進（地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等）</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の支援</li> </ul> など
協力金を活用 した地域貢献 の取組	協力金	■ 削減台数1台あたり 200万円	■ 削減台数1台あたり 200万円	(導入予定)	(導入予定)
	活用策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施</li> <li>・ 地域公共交通（巡回バス等）の運行支援</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の助成</li> <li>・ 公共交通機関の利用促進策実施支援</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施</li> <li>・ 地域公共交通（巡回バス等）の運行支援</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の助成</li> <li>・ 公共交通機関の利用促進策実施支援</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施</li> <li>・ 地域公共交通（巡回バス等）の運行支援</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の助成</li> <li>・ 公共交通機関の利用促進策実施支援</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施</li> <li>・ 地域公共交通（巡回バス等）の運行支援</li> <li>・ 共同荷さばき駐車施設整備の助成</li> <li>・ 公共交通機関の利用促進策実施支援</li> </ul> など
	運用組織	■ 環状2号線周辺地区駐車対策協議会	■ 品川駅北周辺地区駐車場地域ルール推進協議会	(組成中)	(組成中)

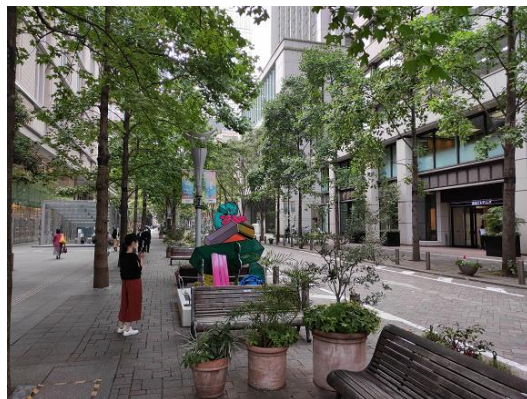
# 1. 地域ルールの方策状況（各地区の概要⑤）

		千代田区
地区名（策定日）		内神田一丁目周辺地区（R2. 3）
地域ルール区分		都市再生駐車施設配置計画に基づく地域ルール
附置義務基準の緩和内容	附置義務台数緩和	○
	隔地設置が可能	○
ルール適用にあたっての条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安心、安全のための交通施策の検討</li> <li>・ 移動制約者が利用しやすい駐車場の整備</li> <li>・ 安全で快適な歩行空間の確保のための違法駐車の削減</li> <li>・ 共同荷さばき化、路外荷さばき駐車場への誘導システムの導入等の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
協力金を活用した地域貢献の取組	協力金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削減台数1台あたり200万円</li> </ul>
	活用策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域整備協力に基づく事業の推進</li> <li>・ 駐車場の段差解消等のバリアフリー工事</li> <li>・ 車椅子対応駐車施設設置工事</li> <li>・ 路上駐車の抑止</li> <li>・ 荷さばき駐車施設の整備（館内共同配送の導入等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	運用組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 千代田区</li> </ul>

# 1. 地域ルールの方策状況（地域ルールの効果）

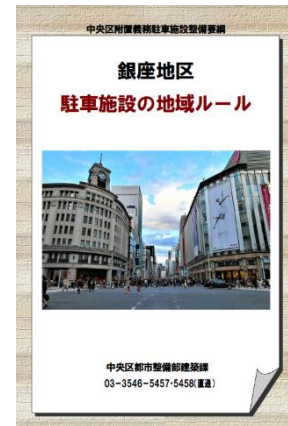
## ○大丸有地区

仲通りに面する建物の駐車場出入口を東西道路、日比谷通り側に配置し、仲通りの歩行者空間としての安全性、快適性を確保している



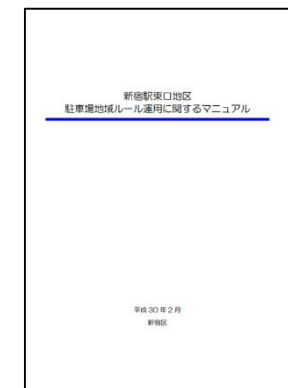
## ○銀座地区

附置義務駐車場の隔地により銀座中央通りに駐車場の出入口を設けず、歩行者空間としての安全性、快適性を確保している



## ○新宿駅東口地区

附置義務駐車場の隔地により新宿通りに駐車場の出入口を設けず、歩行者空間としての安全性、快適性を確保している



# 2. 人中心のまちづくりの取組（国土交通省資料）

## 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）】

### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

・市町村都市再生協議会\*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に\*  
 （まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断）

\*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場

\*協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会  
 その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記

・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け

[予算]官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



①：協議会を組織できる者  
 ②：①の者が必要があると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者  
 （下線：新たに明記）

### 計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）



[予算]交付金等による支援

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化①や建物低層部のガラス張り化等②



[税制]固定資産税の軽減  
 [予算]補助金による支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

\*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）



[金融]低利貸付による支援



・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応



## 2. 人中心のまちづくりの取組（都内における取組事例—新宿駅周辺）

○新宿区は、新宿の目指すべき将来像とまちづくりの方向性を示す指針となる「新宿の新たなまちづくり～2040年代の新宿の拠点づくり～」を策定しており、その中で、駅前広場の再編、交流や賑わいを生む空間創出などによる、人中心のまちづくりを目指している

### ■ 2040年代を見据えた新宿駅周辺地域の将来像

国内外の人・モノ・情報が集まり、交わり、刺激し合い、さらなる魅力や新たな価値を持続的に創出し続ける「国際交流都市・新宿」

～「交流・連携・挑戦」が生まれる人中心のまちへ～

(1) 車中心のまちから人中心のまちへ (2) 多様な都市機能が近接し、連携するまち

### ■ まちづくりの視点

(1) 変え、整える：歩行者中心で交流や賑わいを生む空間へと変えていく

- ・新たな技術の積極的な活用により、中心部への自動車交通の過度な流入を抑制
- ・地域交通や多層的な歩行者ネットワークを充実・強化
- ・まちの連続性に配慮した景観や街並みの誘導
- ・交流や賑わいを生む質の高い歩行者空間の形成

(2) 繋ぎ、広げる：多様な都市機能を活かして、相互の連携・融合を広げていく

(3) 育て、伝える：官民連携によりまちの魅力を生み、伝えていく

### ■ まちづくりの方向性

(1) 新宿の魅力の充実・強化：多様な都市機能の充実・強化

(2) 活動しやすい歩行者空間の創出

- ・歩行者優先の駅前広場等の整備（駅前広場再編、歩行者滞留空間や賑わい空間創出等）

(3) 国際水準の環境整備：ユニバーサルデザインによるわかりやすいまちへの再編

(4) まちの魅力を次世代へ継承：エリアマネジメントの構築・連携

### ■ 新宿駅直近地区の整備の方向性

(1) 都市機能：国際水準の多様な機能集積による高質な交流拠点の形成

(2) 都市基盤：賑わいと交流を生み出す歩行者に配慮した駅前広場の再編や多層なネットワークの形成

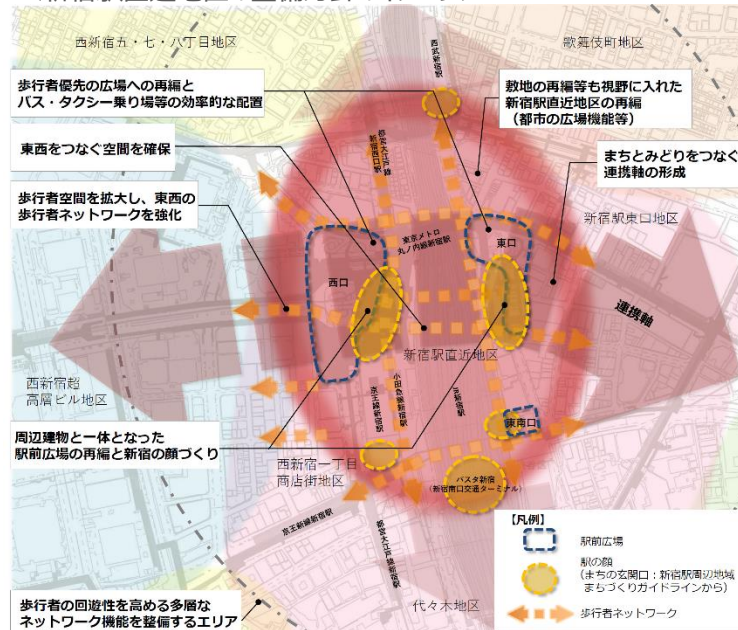
(3) 賑わい交流：まち全体の魅力や活力を高める、わかりやすく人に優しい都市空間の創出

(4) 空間・景観：まちが結節する空間特性を踏まえた、快適で高質な新宿らしい景観の形成

＜新宿駅直近地区の空間イメージ＞



＜新宿駅直近地区の整備方針のイメージ＞

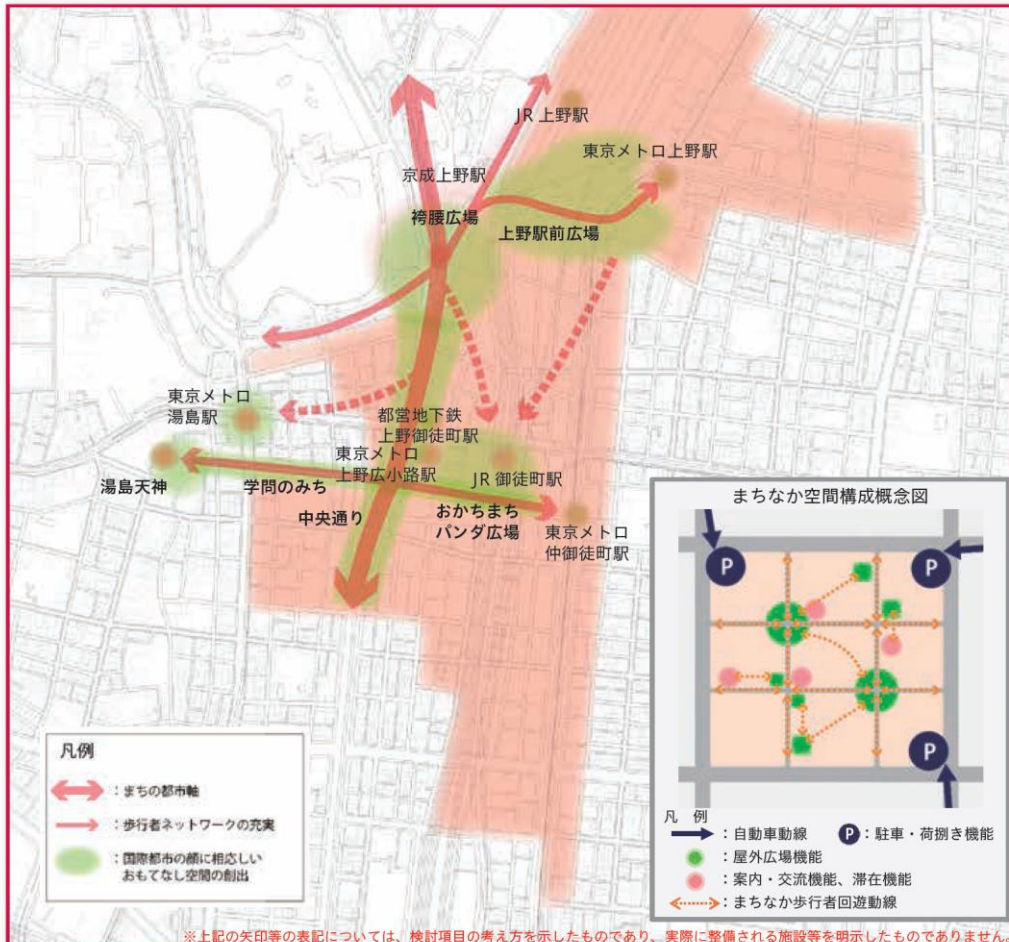


出典：新宿の新たなまちづくり～2040年代の新宿の拠点づくり～  
(H29.6 東京都・新宿区)

## 2. 人中心のまちづくりの取組（都内における取組事例ー上野駅周辺）

○台東区は、上野地区のこれからのまちづくりの指針となる「上野地区まちづくりビジョン」を策定しており、その中では、歩行者がまちなかの屋外広場や案内・交流、滞在拠点を回遊するイメージや、荷捌きの集約の方向性が示されている

<上野地区におけるまちなか空間の構成イメージ>



### ■「上野らしさ」の価値をあげる都市機能の強化 (まち1) 世界中の人々を惹きつけ迎え入れる案内・交流の場づくり

- [まち1-①] まちの資源の案内・サービス機能の強化  
(例: ユニバーサルな案内・サービス機能、多言語化対応)
- [まち1-②] まちの交流機能の導入  
(例: 公共空間での共同イベント、シェアリング機能)
- [まち1-③] まちの滞在機能の整備  
(例: まちを見渡せる休憩機能、潤いのある屋外広場機能)
- [まち1-④] まちの情報発信機能の強化

### ■将来の変化に対応した、しなやかな都市空間の形成 (まち4) 積み重ねた歴史が息づくまちの景観形成と賑わいのルールづくり

- [まち4-①] まち全体の理念を共有するまちづくり憲章の策定
- [まち4-②] まちの賑わいを創出するエリア特性をふまえたルールづくり
  - ・建物の更新ルールづくりとまちなかにおけるオープンスペースの創出
  - ・景観形成ルールづくり(中央通り・学問のみち等)
  - ・道路空間活用のルールづくり(例: 中央通りにおける歩行者天国等の実施検討、アメ横及び周辺地域での商業の集積を活かした適正な道路利用(荷捌きの集約や道路活用))

出典：上野地区まちづくりビジョン（R2.3 台東区）

## 2. 人中心のまちづくりの取組（都内における取組事例ー自由が丘駅周辺）

- 自由が丘駅周辺地区は、「目黒区都市計画マスタープラン」において『誰にとっても安全で快適に移動できる暮らしやすい街』、「自由が丘駅前西及び北地区街並み再生方針」において、『地区内へ流入する自動車交通を抑制し、安全かつ快適に回遊できる街の実現を図る』等、人中心のまちづくりが位置付けられている
- 自由が丘駅前西及び北地区において、東京のしゃれた街並みづくり推進条例の街区再編まちづくり制度に基づく「街並み再生地区」の指定及び「街並み再生方針」の策定を行い、老朽化した建築物の機能更新の機会を捉えて、都市計画道路の整備にあわせた共同建替えなどを促進し、自由が丘らしい魅力と活力ある商業拠点の形成や地区全体の防災性の向上などを推進することとしている

### 自由が丘駅前西及び北地区 街並み再生方針の主な内容

#### ■ 公共施設、敷地、建築物等の整備

- ・壁面後退による歩行者空間の拡充
- ・地域共同荷捌き場等の交通補完施設の整備
- ・花や緑による潤いとベンチ等の休息スペースを備えたにぎわい環境空間の創出等

#### ■ 街並み再生を誘導するための緩和措置 まちづくりに寄与する様々な取組に対して容積率を緩和 など

#### (取組み例)

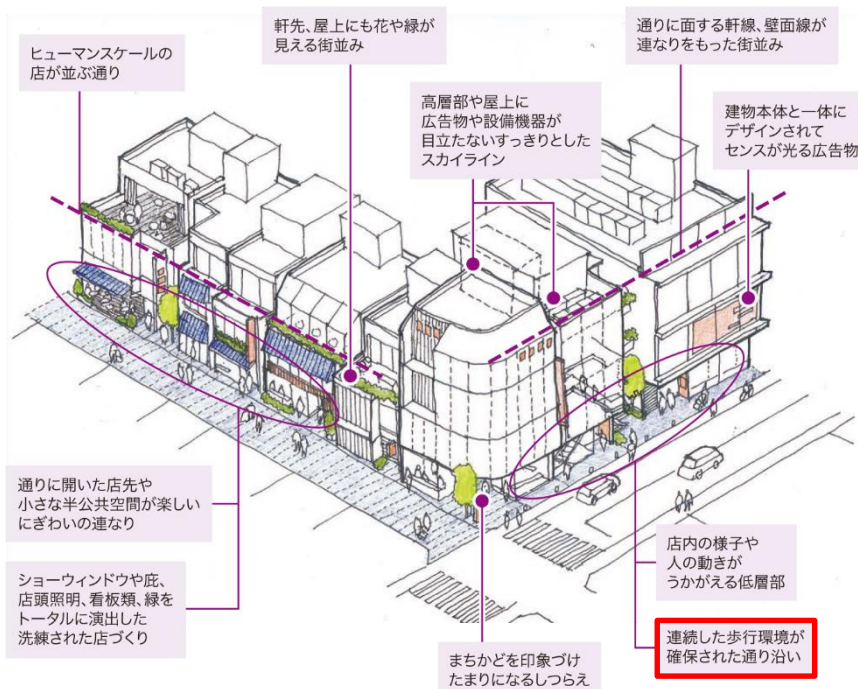
- ・低層階ににぎわい施設又は生活支援施設の整備
- ・歩行者通路やにぎわい環境空間、ポケットパークの整備
- ・地域共同荷さばき場等の交通補完施設の整備
- ・地区内の無電柱化
- ・一時滞在施設や防災備蓄倉庫の整備

出典：東京都都市整備局HP

#### <自由が丘駅前西及び北地区の位置>



### <自由が丘地区における商業ゾーンの街並みへの取組み例>



出典：自由が丘地区街並み形成指針（株式会社ジェイ・スピリット）

## 2. 人中心のまちづくりの取組（都内における取組事例ー吉祥寺駅周辺）

- 吉祥寺駅周辺は、北口の寺院所有地を中心として、エリアを囲む道路（五日市街道、吉祥寺通り、吉祥寺大通り、井の頭通り）と交通規制により、自動車流入が少ない商業地を形成している
- 武蔵野市都市計画マスタープランにおいて「様々な交流が生まれ、歩いて楽しい居心地が良いまち」の将来像が示されており、駅周辺については、「都市計画道路や2車線道路で構成する環状道路を整備し、環状道路の内側に面的な歩きやすいエリアを生み出す」としている

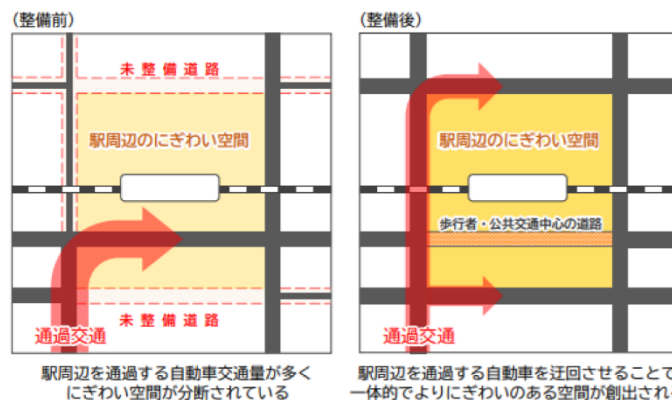
### <吉祥寺駅周辺地区における商業エリアの現状>



### <上位計画等における位置づけ>

- 武蔵野市都市計画マスタープラン2021(令和3年9月)  
まちの将来像として、駅周辺では「様々な交流が生まれ、歩いて楽しい居心地が良いまち」が示されており、将来像の実現に向けて、「商業地域の駐車場の附置義務については、柔軟な施設配置・集約化などに向けた検討を進める」とされている。
- 吉祥寺グランドデザイン2020(令和2年4月)  
吉祥寺駅北側のセントラルエリアにおける「徹底した歩行者優先の都市空間の実現」に向けて、交通結節機能や物流機能の再編、交通規制等により、歩行者優先のまちづくりを徹底するとしている。

### <吉祥寺駅周辺のにぎわい空間整備イメージ>



出典：  
武蔵野市都市計画  
マスタープラン2021  
(令和3年9月)